

執務室整備業務委託業者選定公募型プロポーザル説明書

令和4年5月27日

1 業務の内容等

(1) 業務名

執務室整備業務

(2) 業務の目的

執務室の新設に伴い、電源及びネットワーク配線の整備や什器の調達等、事務遂行に必要な環境を整備するための一切の業務を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年7月31日まで

ただし、執務室開設は令和4年6月20日とする。

なお、本業務の受託者とは、G7広島サミット推進協議会事務局（仮称）との間において次の随意契約を締結する予定である。

ア 令和4年度執務室整備業務に関する物品の賃貸借契約

履行期間 令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

業務内容 本業務で調達した物品の賃貸借等

（詳細は、本業務の契約締結後、協議で定める。）

イ 令和5年度執務室整備業務に関する物品の賃貸借契約

履行期間 令和5年4月1日から令和5年12月31日まで（予定）

業務内容 本業務で調達した物品の賃貸借（物品の撤去を含む。）等

（詳細は、本業務の契約締結後、協議で定める。）

(4) 業務内容

別紙 基本仕様書のとおり

(5) 事業費

ア 委託料の上限額 6,721,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 委託料は通常払とする。

(6) 契約担当課

広島市企画総務局秘書課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎10階）

電話：(082) 504 - 2890

FAX：(082) 246 - 4734

E-mail：hishoka@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類

「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-05 催事・展示」に登録されている者であること。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 プロポーザル説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和4年6月3日(金)まで(ただし、閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(6)の契約担当課

※ プロポーザル説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。
(ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和4年度」)

4 履行場所の現地確認

本プロポーザルへの応募を検討している者であって、履行場所の現地確認を希望する者に対し、令和4年5月31日(火)に現地確認を実施する。現地確認を希望する場合は事前に前記1(6)の契約担当課まで連絡すること。

なお、令和4年5月31日(火)に現地確認ができない場合には別途調整を行う。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和4年5月31日(火)まで(ただし、閉庁日を除く。)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書(様式第1号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先

前記1(6)の契約担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(6)の契約担当課において、令和4年6月3日(金)までの閉庁日を除く毎日(午前8時30分

から午後 5 時 15 分まで)、閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を 1 部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第 2 号)

イ 前記 2 に該当していることが確認できる書類

(ア) 法人の定款及び法人の登記事項証明書

(イ) 広島市税の納税証明書(提出日から起算して 3 か月以内のもの)

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれかで、提出日から起算して 3 か月以内のもの)

(2) 提出期間

公示日から令和 4 年 6 月 3 日(金)まで(ただし、閉庁日を除く。)。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出先

(5) 前記 1(6)の契約担当課

(6) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出部数等

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第 3 号)	1 部
イ 企画提案書(様式第 4 号)	8 部(正本 1 部+副本 7 部)
ウ その他企画提案を説明するために必要な書類(任意)	8 部(正本 1 部+副本 7 部)
エ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な資料(任意)	8 部(正本 1 部+副本 7 部)

(2) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 公示日から令和 4 年 6 月 3 日(金)まで(ただし、閉庁日を除く。)。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 提出場所 前記 1(6)の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(3) 留意事項

ア 提案は、1 者につき 1 件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにするこ

と。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

8 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、執務室整備業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、選定基準に基づいて行う。

(2) 選定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 最終候補者の選定

ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最終候補者として選定する。ただし、得点の総計が最も高い提案であっても、各委員が審査して採点した評点の合計が、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していない場合は、この限りではない。

イ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、最終候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての参加者に書面で通知する。

(5) 審査結果の公表

最終候補者の選定後、速やかに応募者数、最高得点者の名称及び総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

9 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

10 契約の締結

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続により随意契約を行う。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

1.1 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、すべての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (4) 本契約については、本件に係る予算の使用の承認を条件とする。

1.2 スケジュール

令和4年5月27日（金）応募受付開始

令和4年5月31日（木）履行場所の現地確認

令和4年5月31日（木）質問書提出締切

令和4年6月3日（金）応募資格確認及び応募締切

（応募資格確認申請書及び企画提案書提出締切）

令和4年6月6日（月）審査委員会（受託候補者の特定）